

◆◆ 9 ◆◆ 農薬による中毒事故の発生状況

農薬使用者の散布中の中毒事故発生状況は、下表のとおりです。

(人)

| 年次 | 死亡事故(内散布中) | 中毒事故(内散布中) | 合計(内散布中) |
|-------------|------------|------------|----------|
| 昭和32年～35年平均 | 45 | 684 | 726 |
| 36～40 | 38(20) | 322(296) | 360(316) |
| 41～45 | 39(15) | 276(252) | 315(267) |
| 46～50 | 21(4) | 233(216) | 254(220) |
| 51～55 | 17(6) | 158(147) | 175(153) |
| 56～60 | 12(2) | 68(59) | 80(61) |
| 61～平成2 | 6(2) | 54(45) | 60(47) |
| 平成3～7 | 4(1) | 20(13) | 24(14) |
| 8年 | 2(0) | 66(60) | 68(60) |
| 9年 | 4(0) | 43(29) | 47(29) |
| 10年 | 3(1) | 50(44) | 53(45) |
| 11年 | 0(0) | 59(41) | 59(41) |
| 12年 | 0(0) | 42(30) | 42(30) |
| 13年 | 2(1) | 144(132) | 146(133) |
| 14年 | 2(0) | 56(48) | 58(48) |
| 15年 | 6(1) | 28(25) | 34(26) |
| 16年 | 2(1) | 54(39) | 56(40) |

注：昭和32～50年は厚生省業務局監視指導課の調査
 昭和51年～平成12年は農林水産省農産園芸局植物防疫課の調査
 平成13年～は農林水産省生産局生産資材課の調査
 散布中以外の事故は、誤用・誤飲によるもの。自殺は除く。

■中毒についての緊急問い合わせ

万一農薬によって中毒を起こした場合は、先ず速やかに医師に診察してもらうことです。医師に連絡する場合は、中毒した人の年齢、どういった農薬を飲んだのか、吸入したのか、目に入ったのかというようなこと、そしてどのような症状なのかをはっきりと知らせることが大切です。飲んだものが分かっている場合は、その名称を伝えましょう。

(財) 日本中毒情報センター
 ▼中毒110番 (大阪) 0990-50-2499 (ダイヤルQ2) 365日 24時間対応
 (つくば) 0990-52-9899 (ダイヤルQ2) 365日 9～21時対応




注：化学物質(タバコ、家庭用品等)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性の中毒について情報提供を行っています。異物誤飲や食中毒、慢性の中毒で常用量の医薬品の副作用は受け付けていません。

◆◆ 10 ◆◆ 天然毒素

| 種類 | 化学物質名とその主要な存在食品 | 由来 | 主な生理作用 |
|------------------------|---|---|---|
| 作物に元来含まれる天然毒素(化学物質) | ソラニン(じゃがいも) トマチン(トマト) プタキロシド(わらび) メチルピリドキシン(ぎんなん) ピロリジンアルカロイド(ハーブティー) カプサイシン(トウガラシ) | 作物が産生 | 神経系への影響 心拍異常、血液疾患 発ガン性 ビタミンB6の作用の障害 下痢、嘔吐、肝機能障害 辛味成分 |
| 作物の加工、貯蔵中に生成する毒素(化学物質) | アフラトキシン(穀類、まめ類、香辛料等) パツリン(りんご、濃縮りんごジュース) ステリグマトシステン(とうもろこし、大豆等) T-2 トキシソ ペロ毒素 ボツリヌス菌毒素 | カビ毒 腸管出血性大腸菌の産生する毒素 ボツリヌス菌の産生する毒素 | 発ガン性、肝変性、発熱・黄疸 腎障害、肺及び脳の浮腫 発ガン性 内出血、皮膚疾患、神経病 腎機能障害 筋肉麻痺、呼吸困難 |

出典：梅津憲治「農薬と食：安全と安心」ソフトサイエンス社(2004)

◆◆ 11 ◆◆ 有機農産物・特別栽培農産物・エコファーマーの表示

| | | |
|--|---|---|
|  登録認定機関名 | | 有機農産物とは、JAS法に基づき、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、播種又は植え付け前2年以上(多年生作物にあっては、最初の収穫前3年以上)の間、堆肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物のことです。 農林水産大臣から認可を受けた認定機関が生産工程を検査して、合格したのものには有機JASマークが添付されます。認定を受けたものでなければ「有機〇〇」等を表示することは禁止されています。また、認定を受けていても有機JASマークが添付されていないものには「有機」の表示はできません。 |
| 特別栽培農産物 | 農林水産省特別栽培農産物ガイドライン | 「特別栽培農産物」とは、土づくりなど生産の原則に基づくとともに、栽培期間中において化学合成農薬と化学肥料の双方を慣行の50%以上減らして栽培された農産物のことです。国が示す「特別栽培農産物に係るガイドライン」により、栽培基準や表示方法等が具体的に定められています。 |
| | 群馬県特別栽培農産物認証制度  | 群馬県では、環境保全型の農業の推進を図るため、国のガイドラインにおける生産方式を満たし、県内で栽培された「特別栽培農産物」を県が認証し、適正な表示を行う認証制度を制定しています。本県の認証制度では、生産過程において認証基準を遵守した管理が行われているかどうかを、県から認定を受けた確認機関が検査・確認し、認証制度の適正な運営と消費者の信頼性の確保に努めています。 県で認証した「特別栽培農産物」はマークを貼り、栽培責任者、確認機関の名称等を表示して出荷されます。 |
| エコファーマー  | | エコファーマーとは、環境に与える負荷の小さい生産方式による農業に取り組むことを都道府県知事から認定された農業者のことを言います。この生産方式には①堆肥等施用技術②化学肥料低減技術③化学農薬低減技術の3つが含まれています。作物・地域ごとに基準が定められていますが、化学農薬や化学肥料の使用量を自己の現在の栽培を基準に概ね2割以上減らすことを目標としています。エコファーマーマークはエコファーマーが栽培した農産物であることを示す全国共通のマークです。 |

